

墨田区営運動場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案				現 行																																																																																																	
<p>（特別の設備）</p> <p>第 7 条 使用者は、運動場に特別の設備をしようとするときは、<u>あらかじめ教育委員会</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>（使用承認の取消し等）</p> <p>第 8 条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、教育委員会は、使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>前 2 号</u>に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたととき。</p> <p>（原状回復の義務）</p> <p>第 9 条 使用者は、運動場の使用を終わったとき、<u>又は使用を停止されたときは</u>、直ちに運動場を原状に回復しなければならない。</p> <p>別表第 2</p>				<p>〔同左〕</p> <p>第 7 条 使用者は、運動場に特別の設備をしようとするときは、<u>教育委員会</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第 8 条 次の各号の<u>一</u>に該当するときは、教育委員会は、使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたととき。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第 9 条 使用者は、運動場の使用を終わったとき<u>又は使用を停止されたときは</u>、直ちに運動場を原状に回復しなければならない。</p> <p>別表第 2</p>																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">テニス・コート</td> <td rowspan="2">1面、1時間以内</td> <td>平 日</td> <td>880 円</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・休日</td> <td>1,040 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">野 球 場</td> <td rowspan="2">1面、2時間以内</td> <td>平 日</td> <td>1,040 円</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・休日</td> <td>1,150 円</td> </tr> <tr> <td>競 技 場</td> <td>1面、2時間以内</td> <td></td> <td>1,980 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">球 技 場</td> <td rowspan="2">1面、2時間以内</td> <td>平 日</td> <td>1,040 円</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・休日</td> <td>1,150 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋内運動場</td> <td rowspan="2">貸切りの場合、1回、1時間</td> <td>午前 9 時から午後 6 時まで</td> <td>240 円</td> </tr> <tr> <td>午後 6 時から午後 9 時まで</td> <td>410 円</td> </tr> <tr> <td>貸切りでない場合、1人、1回、2時間以内</td> <td>一 般</td> <td>170 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>中 学 生 以 下</td> <td>50 円</td> </tr> <tr> <td>フィールド・ハウス内集会室</td> <td>1回、4時間以内</td> <td></td> <td>2,420 円</td> </tr> <tr> <td>付属設備・器具</td> <td>1件、1回</td> <td></td> <td>1,000 円</td> </tr> </tbody> </table>				施設区分	単位	区分	使用料	テニス・コート	1面、1時間以内	平 日	880 円	土曜日・日曜日・休日	1,040 円	野 球 場	1面、2時間以内	平 日	1,040 円	土曜日・日曜日・休日	1,150 円	競 技 場	1面、2時間以内		1,980 円	球 技 場	1面、2時間以内	平 日	1,040 円	土曜日・日曜日・休日	1,150 円	屋内運動場	貸切りの場合、1回、1時間	午前 9 時から午後 6 時まで	240 円	午後 6 時から午後 9 時まで	410 円	貸切りでない場合、1人、1回、2時間以内	一 般	170 円			中 学 生 以 下	50 円	フィールド・ハウス内集会室	1回、4時間以内		2,420 円	付属設備・器具	1件、1回		1,000 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">テニス・コート</td> <td rowspan="2">〔同左〕</td> <td>〔同左〕</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>〔同左〕</td> <td>950 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">野 球 場</td> <td rowspan="2">〔同左〕</td> <td>〔同左〕</td> <td>950 円</td> </tr> <tr> <td>〔同左〕</td> <td>1,050 円</td> </tr> <tr> <td>競 技 場</td> <td>〔同左〕</td> <td></td> <td>1,800 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">球 技 場</td> <td rowspan="2">〔同左〕</td> <td>〔同左〕</td> <td>950 円</td> </tr> <tr> <td>〔同左〕</td> <td>1,050 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋内運動場</td> <td rowspan="2">〔同左〕</td> <td>〔同左〕</td> <td>220 円</td> </tr> <tr> <td>〔同左〕</td> <td>380 円</td> </tr> <tr> <td>〔同左〕</td> <td>〔同左〕</td> <td>160 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔同左〕</td> <td>〔同左〕</td> <td>〔同左〕</td> </tr> <tr> <td>フィールド・ハウス内集会室</td> <td>〔同左〕</td> <td></td> <td>2,200 円</td> </tr> <tr> <td>付属設備・器具</td> <td>〔同左〕</td> <td></td> <td>〔同左〕</td> </tr> </tbody> </table>				施設区分	単位	区分	使用料	テニス・コート	〔同左〕	〔同左〕	800 円	〔同左〕	950 円	野 球 場	〔同左〕	〔同左〕	950 円	〔同左〕	1,050 円	競 技 場	〔同左〕		1,800 円	球 技 場	〔同左〕	〔同左〕	950 円	〔同左〕	1,050 円	屋内運動場	〔同左〕	〔同左〕	220 円	〔同左〕	380 円	〔同左〕	〔同左〕	160 円		〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	フィールド・ハウス内集会室	〔同左〕		2,200 円	付属設備・器具	〔同左〕		〔同左〕
施設区分	単位	区分	使用料																																																																																																		
テニス・コート	1面、1時間以内	平 日	880 円																																																																																																		
		土曜日・日曜日・休日	1,040 円																																																																																																		
野 球 場	1面、2時間以内	平 日	1,040 円																																																																																																		
		土曜日・日曜日・休日	1,150 円																																																																																																		
競 技 場	1面、2時間以内		1,980 円																																																																																																		
球 技 場	1面、2時間以内	平 日	1,040 円																																																																																																		
		土曜日・日曜日・休日	1,150 円																																																																																																		
屋内運動場	貸切りの場合、1回、1時間	午前 9 時から午後 6 時まで	240 円																																																																																																		
		午後 6 時から午後 9 時まで	410 円																																																																																																		
	貸切りでない場合、1人、1回、2時間以内	一 般	170 円																																																																																																		
		中 学 生 以 下	50 円																																																																																																		
フィールド・ハウス内集会室	1回、4時間以内		2,420 円																																																																																																		
付属設備・器具	1件、1回		1,000 円																																																																																																		
施設区分	単位	区分	使用料																																																																																																		
テニス・コート	〔同左〕	〔同左〕	800 円																																																																																																		
		〔同左〕	950 円																																																																																																		
野 球 場	〔同左〕	〔同左〕	950 円																																																																																																		
		〔同左〕	1,050 円																																																																																																		
競 技 場	〔同左〕		1,800 円																																																																																																		
球 技 場	〔同左〕	〔同左〕	950 円																																																																																																		
		〔同左〕	1,050 円																																																																																																		
屋内運動場	〔同左〕	〔同左〕	220 円																																																																																																		
		〔同左〕	380 円																																																																																																		
	〔同左〕	〔同左〕	160 円																																																																																																		
	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕																																																																																																		
フィールド・ハウス内集会室	〔同左〕		2,200 円																																																																																																		
付属設備・器具	〔同左〕		〔同左〕																																																																																																		

付記

1・2 〔略〕

3 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が付記2のナイトー設備以外の施設を使用する場合の使用料の額は、この表（屋内運動場の貸切りでない場合及び付属設備・器具に係る部分を除く。）に定める額に当該額の5割相当額を加えた額とする。

付記

1・2 〔略〕

〔新設〕

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。